

静岡県告示第406号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、井川漁業協同組合（内共第18号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
井川漁業協同組合 静岡市葵区井川964
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和7年5月23日

別表

改正前					改正後				
(漁具、漁法の制限)					(漁具、漁法の制限)				
第3条 1. 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					第3条 1. 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間	ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
あま ご	餌釣	針1本	特定区を除く 全区間	3月1日より9月30日まで	あま ご	餌釣	針1本	特定区を除く 全区間	3月1日より9月30日まで
	和式毛鉤釣 フライ釣 ルアー釣	シングル(フック)針1本 シングル(フック)針1本	特定区 大井川本流の木賊堰堤から二軒小屋ロッジの7.5km間	4月1日以降で漁協が定める日から <u>10月31日</u> まで		和式毛鉤釣 フライ釣 ルアー釣	シングル(フック)針1本 シングル(フック)針1本	特定区 大井川本流の木賊堰堤から二軒小屋ロッジの7.5km間	4月1日以降で漁協が定める日から <u>9月30日</u> まで
いわ な	餌釣	針1本	特定区を除く 全区間	3月1日より9月30日まで	いわ な	餌釣	針1本	特定区を除く 全区間	3月1日より9月30日まで
	和式毛鉤釣 フライ釣 ルアー釣	シングル(フック)針1本 シングル(フック)針1本	特定区 大井川本流の木賊堰堤から二軒小屋ロッジの7.5km間	4月1日以降で漁協が定める日から <u>10月31日</u> まで		和式毛鉤釣 フライ釣 ルアー釣	シングル(フック)針1本 シングル(フック)針1本	特定区 大井川本流の木賊堰堤から二軒小屋ロッジの7.5km間	4月1日以降で漁協が定める日から <u>9月30日</u> まで

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。